Title	北斉の文林館と修文殿御覧
Sub Title	The establishment of Wen-lin-kuan 文林館 and the compilation of Hsiu-wen-tien yu-lan 修文殿御覧
	in the Northern Ch'i 北斉 Dynasty
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.2/3 (1967. 11) ,p.61(223)- 88(250)
JaLC DOI	
Abstract	The Wen-lin-kuan was established on the ping-wu day 丙午 of the second moon in the fourth year of wu-ping 武平 (573), as indicated in the Pel Ch'i shu Hou-chu chi. 北斉書後主記 This may be illustrated as follows. In the autumn of 573 soon after the compilation of a great anthology named Sheng-shou-t'angyu-lan 聖寿堂御覧 was completed, Premier Tsu Ting 祖珽 summoned seventeen literary gentles to the Hsiu-wen-tien to assign them to revise and supplement the anthology. Prior to this revision work, Emperor Hou-chu, who had been reputed extremely imbecile and fond of screen paintings with pictures of the famous old sages and varied stanzas of contemporary light verse, sometimes invited Yen Chih-t'ui 顔之椎 and others to the Court as Kuan-k'o 館客 and enjoyed their company in reciting poems. After Yen joined in the revision, in the second moon of 574 the two circles were combined to form the Wen-lin-kuan, with the participating literary gentles renamed tai-chao 待詔. The Hsiu-wen-tien yu-lan was completed a month after the Wen-lin-kuan was thus set up. Although the anthology is no longer extant, it was composed of 360 scrolls, according to the existing catalogues. It was to be used as one of the sources in the preparation of the T'ai-ping yu-lan 太平御覧 of the Sung Dynasty.
Notes	松本信廣先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19671100- 0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

•	۰ ۱۰ ۱۰	-	•	· .				•		•			n Gelen V			
北斉の文林館と修文殿御覧	の文化事業には競つて参加を求めた。祖珽には政治的な意図があつたから、この漢人の動向には恩倖が反撥し、混乱した	示したのであるが、文林館設立の運動もその一つである。漢人官僚は祖珽の独走をほとんど傍観するのみであつたが、こ	な事業とした。暗愚の天子とこれに乗じて放埓をきわめる恩倖たちのあいだで、尚書左僕射に進んだ祖珽が特異な行動を	文林館は、この滅亡にさきだつことわずかに四年、 後主の武平四年(五七三)二月に設立され、 修文殿御覧の編纂を主	観しているという状態であつた。	帝の晩年の暴虐と孝昭帝の楊愔ら誅戳のために後退したところへ、恩倖の専横と憎嫉をうけて、祖珽を除いては政局を静	に移る。この両帝が卑賤の恩倖を親近し、政治を放擲して、北斉王朝は滅亡への道を急いだのである。漢人勢力は、文宣	孝昭帝演は意欲的な政治をめざしたが、一年にして急逝し、武成帝湛、その子の後主緯の廃頽した後期(五六一—五七七)	演、 湛を退けようとして失敗し、 かえつて政権を奪われた。	ら政界に進出し、創業に尽くした時期である。しかし、文宣帝の死にともなつて子の廃帝殷を擁立したかれらは、叔父の	前期は、ほぼ初代文宣帝高洋の一代(五五〇一五五九)で、揚愔を中心とする漢人官僚が、その受禅への積極的な協力か	北斉王朝の歴史は、三代孝昭帝の一年の治政を境にして、前後の二期に分かたれる。		尾崎康	北斉の文林館と修文殿御覧	
							÷	· · ·		•						

め、その治は内外に美を称せられた。しかし、北斉書祖珽伝(巻三九)によれば、かれは専ら機衡を主り、高望を推崇し、左僕射の任についた。そしてその勢朝野を傾くといわれるにいたり、強力に政治を展開し、国家の衰運の建てなおしに努時に応じて恩倖に媚付し、また果断にこれを排し、ついに失明しつつも着々と地位を得、武平三年(五七二)二月、 尚書このなかを泳ぎ、策を用いて朝権を得ていつたのが、青年以来かずかずの奇行をもつて知られた祖珽である。かれは、	胡であつて、権力と利益の追求にのみ躍起となり、売官鬻獄をほしいままにしていた。 武成朝(五六一-五六五)と後主朝(-五七六)の朝政の 頽廃ぶりは 甚しいものがあるが、 それは武成帝が 和士開らのす 武成朝(五六一-五六五)と後主朝(-五七六)の朝政の 頽廃ぶりは 甚しいものがあるが、 それは武成帝が 和士開らのす 川道雄氏の詳論にこれを譲り、ここでは敍述に必要な諸点を整理して指摘するにとどめる。	については、従来、顔之推および顔氏家訓を論ずる際に言及される程度であつたが、近年はこの文林館と修文殿御覧については、従来、顔之推および顔氏家訓を論ずる際に言及される程度であつたが、近年はこの文林館と修文殿御覧については、従来、顔之推および顔氏家訓を論ずる際に言及される程度であつたが、近年はこ	御覧を完成させたことは、それがのちに太平御覧の藍本になつただけに、この事業に相当の意義を認めざるをえない。が、まず注目を惹くのである。また、文林館は六十余人もの待詔を擁して機構を整えたものであつたし、ともかく修文殿国情のなかで さらに両者の対立が激化したのは当然であるが、 とみに消極的であつた 漢人勢力を そこに結集させた要素 奥 学 第四十巻 第二・三号
---	--	--	---

 の対立がいつそう敬化するに改務を増損し、人物を沙汰し、また諸閹照及び撃小の巣を開けようとしたから、漢人官僚と恩俸との対立がいつそう敬化するに改否にし、ようやくにして後主を説いて、武平三年に文林節を開設するにいたつた。そして、八次にわたたれに喜んだ。そこで悪怒と顔え征を知えて、これらを絶劣といったが、二人はさらに拡張するよう望んだ。宰相の祖廷、宣官の御長顒に託し、ようやくにして後主を説いて、武平三年に文林節を構築し、正規の役政に潰えるのである。 三 三 二 二

|--|

|--|

|--|

北斉の文林館	殿中侍御史 魏衛 尉 丞 李	太子舎人 一 査 直 散 騎 侍郎 章	祖珽は奏追して、つぎの十七人(北ちに第五次の崔季舒がこれに加わる。	ずから総監し、当	さ余くという頂と美 つたから、それにつ	崔劫と「監選新書一魏収を除く五人は、	待詔にはならなかしておらず、修文	のは崔劼と張雕虎だけで、いわば監撰者グループで	書	太子太 师 余
北斉の文林館と修文殿御覧	魏 澹 北安五六 李孝基 北安三三李順伝	王 邵 隋書六九・北史三五陸 乂 北史二八陸俟伝 オ 北京書四五文苑顔之推伝	して、つぎの十七人(北斉書は崔儦を除いて十六人)崔季舒がこれに加わる。	当事者の陽休之らを監撰者にすえたが、	*りな意くえってりりこういては簡単な記事があ	とあるものの、魏汉、文林館の発足とともに	なかつたのであつて、この魏収と待詔と考え、文修文殿における御覧編纂の監修者だからである。	祖珽の「入文林館」		余之才 北斉書三三・北史九〇芸術下
(二三九)	考功郎中崔子樞 北史三二崔鑒伝奉車都尉 眭道閑(預) パ 北斉	国 子 博 士 朱 才 パ(大将軍諮議) 袁 奭 北斉書四五文苑顔之推伝中 散 太 夫 劉仲威 陳書一八・南史五〇劉蚪	て十六人)等を入館させ、撰書にあたらせた。(第二次)	まさに耆	既立り程序営用管とったという。いて言葉したとはみえない	載しないのである。	考え、文苑伝の文林館武平三年説を支持するのは誤りである。らである。とくに魏収は、武平三年中に死去したから、ついに	はそのことに触れない。ここのうち、個々の伝に	書監陽休之	致 渏 常 寺 長雅虎 北斉書四四儒林
) 六七	窓伝 とも眭を睦につくる	北斉書四五文苑顔之推伝 陳書一八・南史五〇劉蚪伝	(第二次)		べけるころこ、 且在は、 者旧の 貴人	場木之ま聖寿堂卸覧編纂の中心であ、についても、祖珽に「揔監撰書」、	のは誤りである。なお、したから、ついに文林館	それは、当時はまだ文林館は成立「待詔文林館」と明記されている	北史四七	林北史本伝は張雕武に

このなかで異色なのは代人の陸乂である。陸氏はもと歩六孤氏、すなわち北魏創業の功臣で、魏書官氏志にいう勲臣八蕭荘の使節として訪れて、そのまま滞つたものである。韋道孫、眭預、諸葛漢は父祖の代に南にあつた。	郢州に帝を称した蕭荘が、遂に陳に追われて後援する北斉に亡命したとき、随行してきた。陳郡の袁奭、呉郡の朱才も、録され、待詔についてもともに入館とあつて、その関係の濃さをものがたる。劉仲威は、梁の滅亡後も王琳に擁立されて南朝の出身者が六人を数えることは注目すべきであるが、劉仲威、諸葛漢を除く四人の伝はすべて北斉書顔之推伝に附	る。 である。祖珽がこのような人運を行なつたことは、注目しておいてよい。いずれもその伝には、若くから才学あり、文章である。祖珽がこのような人運を行なつたととは、注目しておいてよい。いずれもその伝には、若くから才学あり、文章	趙郡李、鉅鹿魏、博陸しろ隋書に伝をもち、次にあった、というのに合	大傅行参軍 崔 儦 書七六文学・北史二四序にあえず 司空東閣祭酒 崔徳立 北斉書二三崔瞻伝・隋 北斉書文苑伝は 殿 中侍 御 史 鄭子信(抗)北史四一楊愔伝附鄭頤伝 并省主客郎中 盧思道 隋書五七・北史三〇 奉 朝 請 鄭公超 左 外 兵 郎 薛道衡 隋書五七・北史三六 太 学 博 士 諸葛漢(頴)隋書七六文学	史 学 第四十巻 第二・三号 (二三〇) 六八 ・
--	---	--	----------------------------------	---	---------------------------

	•
北斉の文林館と修文殿御覧(二三一) 六九	
務はすべて顔之推に託し、のちには李徳林にも これを助けしめたのであろう。すなわち、 この館事とは文林館事であつ	· · ·
とあるように、文林館の運営にあたつた。祖珽はみずから御覧の総監者となつたが、政務に多忙であつたから、実際の館	
令掌知館事、判署文書。 専掌其撰修文殿御覧、続文章流別等。(顔之推伝)	
るが、とくに顔之推は祖珽の信頼も厚く、	· .
れ、西魏を経て北斉にきたことは周知のとおりである。この三人が中心的存在であつたことは、設立の経緯から想像され	•
はならなかつたのである。 蕭放は梁の武帝の弟の 南平王偉の子であり、 蕭慤は上黄侯曄の子である。 顔之推も梁に生ま	×
召集し、学館として充実させるよう提案したのであろう。したがつて、このときは武平四年二月以前であり、まだ待詔と	· .
とともに、顔之推は、単に修文殿において御覧を編纂するだけでなく、文林館を創立し、さらに少年、朝請、参軍の徒を	•
の三人が、とこで修文殿に入つて、 御覧の撰集に加わっている。(第三次) すなわち、両者が統合されたのである。	а
齐州録事参軍 蕭 一 常 	•
通 直 郎 蕭 放 北斉書三三・北史二九蕭祗伝 趙州功曹参軍 顔之推 北斉書四五・北史八三文苑	e L
これと同時に、「幷勅放、慤、之推等、同入撰例。」と、当初から館客であつた	· ·
六次待詔に寛(仁恵)、爽(開明)の二人がいて、ともに才品あり、聰敏なりと称せられた。	
曽々孫にあたり、聰敏博学で文才があり、五経にもつとも精熟して石経人といわれたという。陸氏の一族には、さらに第	
くから北族貴族としての地位を確立し、漢人の名族と通婚して、学問教養についても相応のものを備えていた。	
は其の姓名殊に重複を為すのみ」と洩らしたというのは、そのときのことである。このように陸氏は鮮卑族であるが、早	
じた。その弟の叡の母は張氏であり、博陵の崔鑒の女を妻に迎えたが、崔鑒が「平原王は才度悪しからず、ただ恨むらく	
姓の第二に位する(魏書巻四〇陸俟伝)。 しかし、俟の孫の定国は杜氏を母に生まれ、 河東柳氏、 ついで范陽盧氏と婚を通	·

特 進 崔季舒 北斉書三九・北史三二 前仁 州 刺 史 劉 逖 次以前が四年二月丙午の文林館設立より早く発令されたことを意味するのかもしれない。	つづいて、つぎの四人が待詔となつた。(第五次) なお 前 楽 陵 太 守 鄭 元礼 北斉書二一封隆之伝 前 楽 陵 太 守 鄭 元礼 北斉書二四杜弼伝 通直散騎常侍 楊 訓 北斉書二九鄭述祖伝 道直散騎常侍 楊 訓 北斉書二九鄭述祖伝 北斉書二九鄭述祖伝 北斉書二九鄭述祖伝 北斉書二九鄭述祖伝 北斉書二九鄭述祖伝 北斉書二九鄭述祖伝 北斉書二九鄭述祖伝 北方書二九鄭述祖伝	与しないで、宮廷との関係にある種の役割を果したかと思開府儀同三司に進んでいた。文林館の責任者の地位についとある。後主の説得に鄧長顒の口ききを要したから、そのには触れていないが、北斉書巻四十四儒林(北史巻八二) 張	れたものと考えられる。そして、第一次の祖珽以下が得にてまどつたから、実現には時日を要したかもしれ、それは李徳林伝に明らかである。顔之推の文林館の史 学 第四十巻 第二・三号
前仁州刺史 劉 逖 北斉書四五・北史八三文苑ことを意味するのかもしれない。	、文苑伝序がここではじめて待詔の語を用いていることは、第四 発省三公郎中 劉 珉 温君悠 旧唐書六一・新唐書九一温大雅伝 温君悠 旧唐書六一・新唐書九一温大雅伝	たかと思われる。 位についたわけであるが、待詔とはならず、したがつて実務には深く関後主の侍書として愛され、胡人何洪珍や鄧長顒らの恩倖と親密となり、ら、その介入を拒めなかつたのであろう。張景仁は寒微より出てもとよ事。(北史は制を判につくる)	が、あらためて文林館待詔に任命されたのであろう。なお文苑伝序れない。しかしいずれにしても、この段階において、文林館は設立の構想には、祖珽はただちに賛成したが、鄧長顒を通じての後主の(二三二) 七〇

(二三三) 七一しかしながら、祖珽の失脚は事態を急変させた。朝政はふたたび恩倖の手中に帰し、文林館としてもその後援者を失つとあるのは、これをさすもの思われる。門奏之。	斉武平中、署文林館待詔者、僕射陽休之、祖孝徴以下三十余人。之推専掌其撰修文殿御覧、続文章流別等。皆詣進賢令されるが、 もはやその伝には「撰御覧」、「撰書」などの文字がみえない。 すなわち 修文殿御覧編纂の事業に従事した御覧の編纂に携つたことが明らかであるが、第五次では崔季舒の監撰という例外を除いて、また待詔はさらにつづいて発	すなわち、このときすでに修文殿御覧は成立し、史閣に付されていたのである。第四次待詔では、封孝琰と羊粛の伝にに尚書左僕射の任を逐われて北徐州刺史に遷されていた。である。そして、劉逖伝によれば、劉逖は祖珽に疎まれて仁州刺史に転出されていたのが、その失脚によつて徴せられて	【輯に参加したとき司徒録事参軍であり、それから文林館が≧郎に遷つたのであるから、ある時期が過ぎていることがわ≟は当初、趙州功曹参軍であつて、待詔文林館とともに司徒なたことにも明らかである。さて、この李徳林伝の「令与黄	す。とくに後者の第五次については、あらためて崔季舒が御覧の監撰者となり、李徳林が顔之推と文林館事を同判せしめこの両次の任命は 四品官を中心として行なわれ、 すべて第二次待詔より 高位であつて、 異なる段階に入つたことを示散 騎 常 侍 李孝貞 隋書五七・北史三三李順伝 中 書 侍 郎 李徳林 隋書四二・北史七二

		· · · ·							•			• •			· · · ·					
	(殿中侍御史) 陸開明(爽) 〃 ・ 〃 二八陸俟伝	前通直散騎侍郎 辛徳源 隋書五八・北史五〇辛雄伝	鄭州 司馬江 盱 北斉書四五文苑顏之推伝	前 幽 州 長 史 陸仁恵(寛) 北史二八陸俟伝	前西兗州司馬 蕭 漑 北 史二九 パ つくる ホムは 潮気に		前斉州長史 李 翥 北史三三李義深伝 靴皮本伝は李	とあるように、ひろく各地から文才のあるものを推挙させ、	尋又詔諸人、各挙所知。又有…(氏名)…並八館待詔。	これらの動向に関連して段孝言の入館があるが、順を追つて第六次の待詔は、	遭つた。ここにいたると、つまり成立一年にして、本来文学集団	して狙われ、武平四年十月、晋陽行幸中止の諫言を叛心と讒言されて、	る。しかし、これは恩倖、とくに韓鳳ら武職の憎嫉といよいよはげしくすることになつて、祖珽追放ののちもその一党と	忌避されていたが、武平二年に侍中に返り咲いてからは、左	僚の領袖として祖珽以上に確固たる地位を築いていた。孝昭	季舒は高歓(神武)、澄(文襄)、洋(文宣)以来の側近であつて、	のであつて、すでに御覧は成立しているものの、その名を冠	たのみならず、政治的にその波及を強く受けるにいたる。崔	史 学 第四十巻 第二・三号	
	晋州治中	給事 中	獲 嘉 令	前司空功曹参軍	司徒戸曹参軍	并省右民郎	通 直 郎	入館させたものである。		て第六次の待詔は	^{集団たる文林館の}	言されて、張彫虎、	よはげしくする	【僕射祖珽が委奏を	朝以来の反動体制		することによつて	季舒の待詔と監照		
- -	陽師孝	李元楷	崔徳儒	劉顗	古道子	元行恭	封孝騫	である。		14	政治的立場		ことになつ	を受け、こ	前において	宣朝)に侍	て地位を示	供は、この・		
				∥ 劉逖伝	北斉書四五文苑顔之推伝	北(史五五) 〃 元を高につくる北斉書三八元文遥伝 北斉書文苑伝は	騫を謇につくる 北斉書文苑伝は				たる文林館の政治的立場が、完全に表面化するのである。	劉逖、封孝琰ら五人とともに誅殺の難に	て、祖珽追放ののちもその一党と	左僕射祖珽が委奏を受け、これを崔季舒が総監内作したのであ	孝昭朝以来の反動体制においては、とくに武成朝ではその龍臣に	天保年間(文宣朝)に侍中、尚書左僕射にのぼり、漢人官	その名を冠することによつて地位を示そうとするのであろう。博陵の崔	崔季舒の待詔と監撰は、この局面への対策として行なわれたも	(二三) 七二	• •
						•.			•										1	

		すと			な	K	世	附	敬	あ	の	Ŋ		, 			• •	
北	そのあと、	すれば、	雖然	御覧	われた	 豕預さ	の孫に	したも	他ら十	あたらないが、	公順合	すで	ての二	司徒中兵参軍	司空士曹参軍	同 空	大尉中兵参軍	·
斉の文林		操筆のは	当時操	御覧成後、	われたという。	に参預させて世間	の孫にあたり、	したもの、また、	一人と		の公順(正山)らであり、	に待韶、	十 一 人	兵参軍	曹参軍	祭酒	兵参軍	
北斉の文林館と修文殿御覧	段孝言が入館する。	操筆の徒は網羅されつくしたであろう。(3)	雖然当時操筆之徒、	所撰録人、	すなわち、	の 鄙		た、陸	敬徳ら十一人とともに、	封孝琰の近親であろう。	こあり、	り、すでに待詔となつたものの近親者がめだつ。	の二十一人は引退者、	周子深	盧公斯	陽辟彊	劉儒行	•
文殿御覧	へ館する	維され、	捜求略尽。		わち、	いものと	依主から	氏につい		の近親	陸仁恵(寬)、	たものの		深	順(正)	ì	•	
見	る。(留	つくした	略尽。	亦有不得待詔、		いものになったといわれるが、	ら特に言	いては	によつ	であろう		の近親	新進を含んでいるが、		盧公順(正山)北 史三〇盧玄伝	北 史四七 "		
	(第七次)	α				たといわ	局姓を昭	則述した	て羣書		陸開明	者がめど	んでい	. ¹ .	三四二盧遊	[七] [[[[[[[[[[] [] [[[[[[二] 豪木	
	· •.	ろ う i 3 で の 上		们所司知		われるい	賜わった	たが、二	の校定	子深も	(爽)は				公 宿 伝伝	えん		
		ろう。(13)文学の水準も南朝に		付所司処分者。			父が後主から特に高姓を賜わつたものである。	元行恭は	勅命によつて羣書の校定を行なつている	周子深も伝がない	陸開明(爽)は代人で乂の、	張彫虎の子の徳冲	おもに後者であつ			強につくる		
		朝にく	· .	凡此諸	e	の回は世	じある。	い和士智	ってい	が、		の子の徳	仮者でも		,		開	
		くらべて		Ý		この回は推薦制であつたから、	陽休之が	所誅滅に		かれと	蕭漑は		のつて、	•		(奉 朝	府	
•		し低かつ	·	亦有文学膚浅、		こあった		暗躍し	「書巻四	山道子り	梁の宗	一巡の従	それけ			請し	参 軍	۸
		べて低かつたと評されるが、			•	んから、	「性疏脱、	した元文	(北斉書巻四五樊遜伝)。	かれと古道子とは、天保七年(五五六)	蕭漑は梁の宗室で慤、	は子の割	第二次		魏師謇	崔君洽	王友伯	
		される		附会親識、		これに	又無文芸」	へ遙の子		大保七		、陽休	、待詔の			(液)北		•
(二三五)		が、	•			類した	〈芸」の	で、北	蕭漑、江昕、	年(五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	放の一族であり、	た之の子	精神に			済書三	史二四丁	
•		人上の六	•	妄相推薦者、		人選が	辞彊を	親の昭				の辟彊	たちか			○ 北 東	北史二四王憲伝附王伯(12)	
七三		以上の六十一人をも動員	• •			これに類した人選が十に三、四も行	の辟彊を引きいれ、撰書	陸氏については前述したが、元行恭は和士開誅滅に暗躍した元文遙の子で、北魏の昭成帝什翼犍の七	劉顗は南朝から帰	に、馬元熙の父の		、劉逖の従子の凱、陽休之の子の辟彊、盧思道の従兄	それは第二次待詔の精神にたちかえつたわけであ	*		崔君洽(液)北斉書三〇・北史三二崔挺伝	当 王 伯 ¹²	
ч К		へをも動	н. Т	十三四焉。		一、四本	れ、握	-翼犍の	朝から	「熙の父	封孝騫の伝はみ	道の従	わけで		**	挺伝		
		助員		<u>।</u>		う 行	書	七	っ帰	への.	み	兄	あ					

山平四年夏に終了しているが、確的した。いずれも耆旧の貴人に属
北海の王啼は王昕の弟であり、陽俊之は陽休之の弟である。荀仲挙は梁の元帝の江陵陥落後、北斉が擁立した貞陽侯淵(尚 書 郎) 陽俊之 北史四七陽休之伝 (符 璽 郎) 荀仲挙 北斉書四五文苑顔之推伝(大鴻臚儀同三司)王 啼 北斉書三一・北史二四 (符 璽 郎) 荀仲挙 北斉書四五文苑顔之推伝 文苑伝序に洩れて、各本伝から文林館待詔となつたことの知れるものに、つぎの三人がいる。
あり、劉善経にも酬徳伝三十巻などの著書がある。なお、ほかに十数人が入館を求めて退けられた。ら三数人が自薦してきたので(宋孝王伝)、その才性を論じたうえ、入館を許された。 宋孝王は関東風俗伝三十巻の撰者で(北平王文学) 宋孝王 北斉書四六循吏宋世良伝
の誅殺となるのである。なお、孝言の本伝に待詔の記録はない。なり、恩倖の漢人憎悪はいよいよ増大して、文林館の存在がさらに複雑化することになつた。そして十月、崔季舒ら六人次待詔をはさんでまもなく行なわれ、漢人集団の動向を直接に監視する目的とみられる。ときに陳軍の寿陽攻撃も熾烈とあきらかに従来の待詔と異なつて、漢人官僚に対立する行動であろう。祖珽追放に応ずる崔季舒らの入館に対して、第六
解任に伴なう人事によるもので、韓鳳らとともに策して、その追放に成功したのである。引きつづいての文林館入りは、や、「尚書天下尚書、豈独段家尚書也。」と抗言されるほどに独善的であつたという。尚書右僕射就任は、四年五月の祖珽 段孝言は段栄の第二子、東魏以来の北族の勲貴であつて、その官勢を恃み驕奢放逸にしてはばからず、吏部尚書となる尚書右僕射 段孝言 北斉書一六段栄伝・北史五四
史 学 第四十巻 第二・三号 (二三六) 七四

北斉の文林館と修文殿御覧 (二三七) 七五
以下、ささやかに学館としての存在をつづけ、続文章流別の編纂を行なつていたもののごとく、なんらの記録もえられな
つた劉逖も殺されて、もはや恩倖と対抗して政治的に漢人官僚を統率するものがなくなつた。文林館は、顔之推、李徳林
武職集団を形成し、崔季舒ら六人の誅戮を行なつた。祖珽、崔季舒と領袖をあいついで失い、胡洪珍を通じて後主に近か
韓鳳を中心とする恩倖は、祖珽を追放して朝権を回復し、文林館に段孝言を送りこむとともに、卑賤の軍人を登用して
珽や崔季舒が退けられても、文林館が廃止されるにはいたらないのである。
よいよ激しくなつたが、それは文林館の開設を待つまでもなく、祖珽の政策にたいする反抗なのである。したがつて、祖
しかし、かれらを政治上にどれだけ用いることができたか疑わしい。また、文林館の発足と前後して恩倖との対立はい
かれらは、ここに結集した。
であるために、顔之推のもたらした文林館の構想をも利用しようとしたものであろう。はたして文学の士をもつて任ずる
たが、宰相の執政には漢人官僚の協力を必要とする。しかし崔季舒、封孝琰ら一部を除いて、かれらが依然として消極的
多くの術策を弄してきて、政権を掌握するや一転して厳しい政治を行なつた。ここにいたる苦難の道では常に孤独であつ
祖珽は、御覧編纂のときからこれを政治的に利用しようと企図したものと思われる。かれは、宰相の地位を得るまでに
のちにはかれと李徳林とが判文林館事として運営した。
後は段孝言がその任を行なつたものと思われる。館事は、待詔ではない張景仁が総判するということで、実際は顔之推、
あたり、魏収以下が監撰者となつた。御覧が完成し、祖珽が追放されたのちは、監撰の名目で崔季舒が総監し、その誅殺
して総監および監撰がおかれ、事務上においては総判館事および判館事がおかれたわけである。総監には祖珽がみずから
は捜求され尽くしたであろう。これら待詔は、修文殿御覧、続文章流別などの撰書にあたつたが、これを統轄するものと

. .

	ものであり、ともに祖珽が関与し、また文林館待詔には梁の亡命者が少くなかつた。が大きい。聖寿堂御覧も、 華林遍略をもとに崔鴻の十六国春秋、六経、王子年(嘉)の拾遺録、魏収の魏書などを加えたたその後さらに一部を盗んだという挿話があるように、北斉でのあいつぐ御覧編纂は、梁の華林遍略の影響によるところるが、かつて東魏末に高澄が華林遍略六百二十巻を借りて一日一夜にして写させたとか。祖珽がその数帙を質に入れ、ま	小すために、引きつづいて利用されるのである。類書の編纂はこの時代に盛行し、北朝では北魏の科録百七十巻が戸箱においたのにはじまる。御覧の名は魏の皇覧にならつたものであろうが、後主朝においても、天子との緊密な	館詩府八巻後斉文林館作」は、これら待詔による総集であろう。 (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	で、四年二月丙午、文林館を創立し、ここに御覧の撰輯が文林館のおもな事業となつた。前掲の顔之推の観我生賦の自注監となり、 魏収ら五人を監撰とし、 まず十七人を撰者として、 これに着手した。 ついで顔之推ら三人を追加したところ武平三年八月に陽休之らの聖寿堂御覧が完成してしばらくすると、祖珽はふたたび御覧の撰輯を奏上した。みずから総	Æ	のみであつた。そして幼主に譲られてその承光元年(五七七)正月、北斉は北周の猛攻に潰えたのである。四月に中書監から尚書右僕射に任ぜられてもしきりに固辞したように、概して消極的な態度に終始し、王朝の滅亡を待つず、中堅官僚として少しく活躍するものもいたが、恩倖の弊政とそれによる不利な戦況をみるにつけ、陽休之が武平六年	折から陳将呉明徹の寿陽攻撃が熾烈をきわるという情勢下にあつたから、待詔もただ文林館に隠棲・	
i	•	•	↓ · · · ·					

高澄はこの華林遍略の話にも窺えるように蒐書に意を用いたが、弟の文宣帝高洋も天保七年(五五六)、樊遜ら十一人に
--

佚書となると、 佚文に著目して 祖本を窺わねばならないが、 断片的な佚文を採集しても、 類書というこの書の性格か
否定されてからは、もはや現存しないとされている。
しかし、劉師培、羅振玉によつて修文殿御覧として唱えられたペリオ番号二五二六の敦煌本類書残巻が、洪業の詳論に
らみて完本であろうから、この書はかなり最近まで残存していたようである。
四十五冊というのは明らかに欠本であるが、絳雲楼のものは、おそらくは抱経楼のものも楚人の購入したものも、冊数か
七四)に滬上の呉姓の書估で、明鈔本の修文殿御覧二百冊を楚人の某に売つた、という話を聞いたと附録する。 文淵閣の
四冊、盧文弨の(乾隆六〇年歿・一七九五)の抱経楼書目に百六十三冊と著録するといい、さらに孫詒譲が同治十三年(一八
そして四庫簡明目録標注巻十四によれば、明の文淵閣目、内閣目にともに四十五冊、清初の銭謙益の絳雲楼目に百六十
それに吸収されたかたちで、とくにその版本ができてからは、直接には利用されなくなつていつたであろう。
の最末期とされる太平御覧の渡来とともに、漸次散佚していつたものと思われる。中国においても、太平御覧の成立後は
聚抄をはじめ平安時代以降の辞書、注釈書などに、初学記ほどではないにしても、かなり利用された。しかし、平安時代
(日本国見在書目録三〇雑家)、滋野貞主の秘府略一千巻の編纂(天長八年・八三一)に大きな影響を与えたであろうし、倭名類
修文殿御覧は、 宋初(太平興国八年・九八三)に太平御覧の 藍本となり(玉海巻五四所引太宗実録)、わが国にも 将来されて
し、のちに相当の利用に堪えられたのであるから、大幅に改訂増補が行なわれて、内容が整えられたのであろう。
り、おそらく各部門の分類もほとんどそのまま踏襲したと思われるが、ともかく大がかりに編纂事業をおこしたのである
を「床上の床、 屋上の屋」と評したと伝えられる。 隋志に聖寿堂御覧も 三百六十巻とあつたように、 巻数はおなじであ
ところが、後主紀、三国典略ともに、聖寿堂御覧を改めて修文殿御覧としたといい、また監撰者の徐之才までが、これ
まい、学、第四十巻、第二・三号、(二四〇) 七八

			· · · · ·	1 				· · · · ·		2		• •		• ,			2 •	
北斉の文林館と修文殿御覧 (二四一) 七九	この所論にしたがえば、平安時代の注釈書などに「御覧」として引用されているものは、多く修文殿御覧の佚文と考え	ことは注目すべきであり、引用文についてはやはり太平御覧などと比較検討すべきであろう。 (%)	に百卅八巻とあること、通憲入道書目録の御覧の冊数の合計が十三帙百二十一冊ないし百三十冊、または百四十冊になる	物部 北斉尚書左僕射祖孝徴等所撰也」とあるのがさきに 三国典略にみた「象乾坤之策成三百六十巻」と合うこと、 台記	それ以前の「御覧」は修文殿御覧であるとされたものである。 これらのうち、 弘決外典鈔に「御覧三百六十巻, 有乾坤万	未だ本朝に渡らざるの書と注しているのは、その前条のときに太平御覧が初渡来したことであることを示し、したがつて	記を中心に論じられたが、 要するに中山忠親の山塊記治承三年(一一七九) 二月十三日、 同十月十六日条に、 太平御覧を	鈔(巻一に三項、巻四に一項)と鎌倉時代初期の藤原高範の明文抄(巻二帝道部下、巻三・四人事部上下)である。 小島氏は、 台	通憲入道蔵書目録と二中歴(改定史籍集覧本)であり、 きわめて短文ながら実際に修文殿御覧を引用するものは、弘決外典	八月廿九日条、藤原頼長の台記康治二年(一一四三)九月廿九日条にあり、書名がみえるがテキストに疑点もあるものが、	三)があり、「御覧」とのみみえるが、修文殿御覧をさすと考えられるものが、藤原道長の御堂関白記寛弘七年(一〇一〇)	すなわち、修文殿御覧の書名を録するものに、日本国見在書目録(藤原佐世撰、九世紀末)、弘決外典鈔(具平親王撰、九九	もに平安時代後期の著作に散見するが、これらについては小島小五郎氏の考証がある。	便宜さからか、あるいは内容がより整つていたのか、華林遍略よりも利用されたようで、その書名、あるいは佚文が、お	修文殿御覧三百六十巻は、 華林遍略六百二十巻とともに 平安朝のわが国にもたらされ(日本国見在書目録)、 その巻数の	性格などを検討された。したがつて、まず国書にみえる佚文について、先学の研究の成果を纒めてみよう。	の著作から、一部に巻次を明示する修文殿御覧の少しく纒まつた量の佚文を発見され、太平御覧と比較して、その構成、	ら、それはなかなかに難事である。ところが近年になつて、森鹿三氏が平安後期の兼意の薬種抄、香要抄、宝要抄など一連

,

£⊳.

•	,	· · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									•	•	· .			
(巻一、二、三)に修文殿御覧の引用文のあることを指摘されているが、太平御覧のなかに埋没してしまつたあと、ほかに漢籍については、 やはり森氏が、資治通鑑考異(巻匹)、 元の呉師道の戦国策補注(巻三、匹)、 北戸録の唐の 崔亀図の注		書目にみえた抄本の冊数などに、すぐにはうなずけないものがある。これらの抄に未収の太平御覧の記事の引用文などに	文殿御覧には収録されていたであろうとするのは、太平御覧の三分の一ほどしかない修文殿御覧の巻数や、台記、絳雲楼たとえに金の条(宝要も)のように、 太平御覧の判認の条にはあるか 兼意の払に引用されてない多数の話事をも、 オ来催	、こ叩記)自家)がこよう?ざ 母気)かこし目されてないら故)ゴヨニッ、構成もほとんど変らないことを確認された、まことに好論というべきである。	修文殿御覧の巻次の一部を示す唯一の資料を指摘され、太平御覧との比較も広範にわたつて、太平御覧がこの修文殿御	ままに太平御覧にあるところから、太平御覧の記事の大半は修文殿御覧から採つたものであると推察されている。	一が香部(太平御覧は巻九八一ー九八三)であつたことを確認し、 また修文殿御覧の引用文は、 ほとんど 配列の順序もその	応する太平御覧の記事と詳細に比較検討された。 そして修文殿御覧の巻三百が薬部(太平御覧は巻九八四-九九三)、巻三百	要抄の金、瑠璃、馬脳、車渠の条に計四十五項、全部で六十一項の引用文のあることを指摘され、この引用文をそれに対	の条に「已下文出御覧第三百一巻」として十五項、そのほか香要抄の鶏舌香の条、薬種抄の人参、遠志、天門冬の条、宝	第三百云」とある(一項)のに着目して、 これら一連の抄に御覧というのは修文殿御覧であるとし、 さらに香要抄の藝香	亮阿闍梨兼意(一〇七一-一一五六以後)も平安時代後期の学僧であるが、 森氏はまず薬種抄の甘草の条に 「修文殿御覧	ことになる。	注の秘蔵宝鑰抄、三教勘注抄に「御覧」の引用文が一項づつあるが、これも修文殿御覧の佚文であることの公算が大きい(22)	られよう。たとえば嘉承二年(一一〇七)藤原知明写の白氏文集巻三(神田喜一郎氏蔵)の裏書や、藤原敦光(一一四四年歿)	史 学 第四十巻 第二・三号 (二四二) 八〇	
·				æ					ا ھ						-		

	北斉の文林館と修文殿御覧 (二四三) 八一ことはたしかである。すなわち「放天地之数為五十部、象乾坤之策成三百六十巻」というのは、巻数において大いに異る	
, ,	修文殿御覧に関していま明らかなことはおよそ以上の程度にすぎないが、いずれにしても太平御覧と密接な関係にあるら、これによつて摘出される分は、詔勅、高歓に関する記事などごくわずかであるが、修文殿御覧の佚文と確認できよう。	
	であることが認められる。 太平御覧の後魏書の 北史と共通するところも、 おそらくは 修文殿御覧所収文であつたろうか太平御覧巻百四皇王部の東魏孝静皇帝の条と対比して、共通する部分は修文殿御覧の、その余の部分は高氏小史の所収文	
•	から引いたことになろう。そして、太平御覧も修文殿御覧をほぼそのまま利用したことが推定されているものの、それをよつていることは当然であるが、ここでは魏書から北史とおなじ記事をとりされば、残余の部分は高氏小史か修文殿御覧	-
	さて、現行魏書の巻十二、十三は、北史、高氏小史、修文殿御覧をもつて補われたわけである。北史ももともと魏書に示唆するのではなかろうか。	
	きいわけであるが、この篇末疏記が太平御覧を無視しているのべられた。太平御覧所引の「後魏書」も、鈔略されているもの(四)	
• • •		
	とあることによつて明らかである。魏書は、百三十巻のうち二十数巻が失われてしまつたが、巻十二孝静紀、巻十三皇后又案北史、高氏小史、修文殿御覧皇王部、皆鈔魏収書。	
	ることが、百納本二十四史の魏書巻三太宗紀巻末のいわゆる篇末疏記に、さきに三国典略に、修文殿御覧は華林遍略をとり、魏史等の書を加えたとあるのをみたが、この魏史は魏収の魏書であままで引用をみたり、たた大平御覧と近の彫作を、委里の委書にていてますたに展示さとたてました。	
	1	

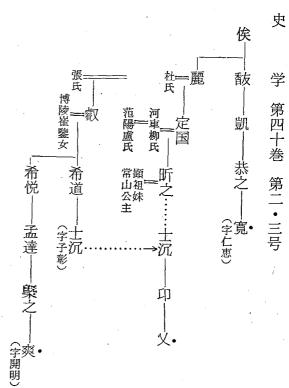
•	- 6 希望6 余 6 交 5 4 名 6 言 男 2 書 ノ ブ マレー デ 1 言 2 方 6	
	巻一と著録され、その絵集の抜て建安以後の持武を巽んだというから、売文章充引す、そのあとをうけて東晋南比明の乍の観我生賦の自注にみえる以上には記載がない。摯虞の書は、隋書経箱志に「文章流別集四十一巻 梁六十巻、志二巻、論二絶文章が另に「他フ風復覧と立行して終身され」四章京の曹厚のフ重が另身の絶絶な目したすのと思れれるな「寛えれ	•
	売又宣充判よ、冬欠毀即覧に立了して扁寝され、西晋村の塾賞の文章充則集の売扁と目したらのと思っれるが、頂と推	
	ではないかと思うのである。	
	れはさらに遡つて、その藍本である梁の華林遍略の形式を踏襲したものであろうと想像される。重ねて憶測であるが、魏一千巻の分類は、内容上ではほとんど共通している。これらに先行する修文殿御覧もおそらく同様であつたと思われ、そ	
• •	警文類聚の四十六部百巻、初学記の二の白氏六帖にはやや体例の異なるとこ	
	エーレー	
	く採用されたものと想像できよう。 (3) (3) 一致したが、条目にもたいした異同はあるまい。さらに記事の各項についても、太平御覧の記事の太半が修文殿御覧から	
	であろう。また、修文殿御覧から引用したという薬種抄、香要抄、宝要抄の甘草、人参など十の条目が太平御覧のものと(&)(&)、香部(香要抄)、鱗介部(和名類聚抄)などのあつたことが知れたが、 その他の部門についても ほぼ太平御覧と同様ものの、部門については太平御覧の五十五部とさほど違わない。以上にあげた諸研究によつて、 皇王部(魏書)、薬部(薬	
	史 学 第四十巻 第二・三号 (二四四) 八二	

この世界の「「「「「「「」」」」」 「「」」」」 「」」 「「」」」 「」」 「」」 「		•	•				· / ·	11 ⁽¹	•			· · ·	· · · · ·	X		· .		х.н
	(二四五)	梁の士林館、北斉の文林館、後周の崇文館は、いずれも文史を著撰し、生徒を教授し、	(巻八)、旧唐書(巻六二職官志二)、新唐書(巻四七百官志二)などの弘文館の条は、後漢の東観、魏の崇文館、	じめとして、多くはむしろ不遇におわつた。文林館の系譜は、	いても、李徳林、盧思道、李孝貞らは内史令、	後に北周が楊氏の隋にとつて代られ、その意は達せられるに至らなかつた。	鄴を陥れるや、まず書府を封じたといわれ、李徳林を筆頭にこれら文学の士を厚く遇したが、翌年に急逝し、さらに二年	したわけである。このとき、文林館待詔を主とする十八学士が、	月に滅亡した。 文林館はこれまで存続したものか 明らかでないが、 これで完全に	いうのは、隋志、両唐志にもみえないのである。	この書から移録されたためであろう。このうち唐代まで別集が存在したものも多いが、蕭放、楊訓、			えられる。	名を正史列伝から検出しえず、むしろ隋書経籍志に「宋侍中孔寗子集十一巻」とみえる孔寗子(元嘉二年歿)の著作かと考	(巻四〇)において、文林館の撰するところとし、 孔寗は文林館待詔の一人ではないかと推定しているが、	隋志につづいて「続文章流別三巻孔寗撰」とあるものを、	

; . ; .			•	-	•	·	· ·		•			•	••• • •	••• • •	·					
	相違が明瞭であろう。	れは翰林院が翰林学士院となり、内命を受けて重大事を掌り、ついには宰相を凌ぐ権限をえたことを思えば、その性格の	翰林待詔が天子に直属して常に翰林院に待し、四方の表疏、批答、文章を掌つたような内容をもたなかつたのである。そ	いて、連日のように文典を講論し、政事を商量したのとは較ぶべくもない。また待詔というのも名目にすぎず、玄宗初の	太宗が、秦王府では文学館に、即位しては弘文館に、二十余万巻もの経籍を聚め、杜如晦、房玄齢、虞世南らの学士を招	を好んで、国家の文化の興隆をはかつたものではないところに、他の王朝の学館と根本的に異るものがある。まして唐の	関連して、待詔が読書や学問に励んでも、学生をおいてこれに教授することはなかつた。このように天子がみずから学問	かすために、そのわずかな興味を利用しようとしたもので、御覧の編纂もその一手段である。また御覧や詩文集の編纂に	文林館は後主の私的な学館として出発したが、この暗君が文学を求めたのではない。祖珽が恩倖の壁をこえて暗君を動	いたる世譜五百巻を編纂させたものである。	が、粱の江陵陥落とともに西魏に移されていた王褒、庾信らに、経史を刊校し、衆書を捃採し、伏羲、神農から西魏末に	武帝がその晩年に 虞茘らの学者を集めた士林館も、 大いにその要素を帯びていよう。 北周の麟趾殿学士は、 好学の明帝	を備えて、ともに多数の生徒を教えた。梁代には、昭明太子の宮邸をはじめ貴族の私邸に文学者のサロンが盛行したが、	つたものである。宋の元嘉中にはほかに儒文の二館もあり、宋の泰始から南斉の永明にかけての総明館も玄儒文史の四科	これらの諸学館は、図書を収蔵し、学士を招聘して、著述あるいは生徒の教授にあたらせるなど、それぞれに目的をも	ζ°	麟趾殿学士はみな著述を掌したが、この業務は唐代には弘文、崇文の二館から集賢殿書院に受けつがれて行なわれたとい	文館に連なるものであるとする。おなじく集賢殿書院の条(唐六典は巻九、また通典巻二一)は、北斉の文林館学士と後周の	史学第四十巻第二・三号 (二四六) 八四	
•									· ·	•			•							•

ただし、文林館も混乱の時代に存立して、機構はかなり整つたものであつた	ものであつたし、修文殿御覧を編纂し、それが太平御覧
の藍本とされたように利用されたのであるから、一応の成果はおさめた	さめたというべきである。したがつて、唐六典などの記
事が、漢魏以来、南北朝を通じてとのような学館が設けられ、唐	唐代にいたつて弘文館や集賢殿書院に発展した、と示す系
譜のなかに位置するのも当然であろう。	
註	記事に、胡三省が「斉大(天)統中、毁東宮起修文殿等、撰
(1) 吉川忠夫・顔之推小論(東洋史研究二〇―四・九六二年)	士免飜。」と注している。
111111頁。	(6) 繆鉞氏は、顔之推が趙州功曹参軍から京都に徴せられて館
Albert E. Dien, A Note on Imperial Academies of	客となつたのを、天統二年(五六六) ごろと推定される(顔
the Northern Dynasties, Taiwan Provincial Museum,	之推年譜)。文林館設立の七年前である。
1962 (Second Biennaial Conference Proceedings, ((7) 魏澹は文林館待詔(第二次)となつたとき殿中侍御史であ
International Association of Historians of Asia.)	つた(文苑伝序)が、隋書本伝に「転殿中侍御史。尋与尚
費海璣・北斉文林館(大陸雑誌二八―一二・一九六四年)。	書左僕射魏収、吏部尚書陽休之、国士博士熊安生、同修五
(2) 谷川道雄・北斉政治史と漢人貴族(名古屋大学文学部研究	礼。与諸学士撰御覧、書成、除殿中郎中、 中書舎人。」と
論集二四・史学九・一九六二年)。	あり、文林館設立ののち御覧が成立したことが明らかであ
(3) 繆鉞・東魏北斉政治上漢人与鮮卑之衝突(四川大学史学論叢	3°
第一期•一九四九年、「読史存稿」所収•生活•読書•新知 ((8) 繆越·魏収年譜(四川大学報·社会科学·一九五七年第三)
三聯書店・一九六三年)。	期、「読史存稿」所収)。
(4) 繆鉞・顔之推年譜(真理雑誌一―四・一九四四年、「読史 ((9) 費海璣・北斉文林館・(一)文林館待詔以少年為主。
存稿」所収)。	(1) 魏書巻四〇・北史巻二八陸俟伝により系図を示す。
(5) 資治通鑑巻一七一陳宣帝紀太建五年二月丙于文林館設置の	
北斎の文林館と修文殿御覧	(二四七) 八五

Ņ



(12) 北史同伝に「(昕弟皓)子伯、奉朝請、待詔文林館。」とあ 前後の記述の関係と時代からいつて、「父兄」は「従父兄」 の、「子」は「字」の誤りであろう。 (1) 北史本伝による。北斉書本伝に「思道父兄正達、正思、正

る。

<u>19</u> 18 16 17 14 15 文淵閣書目巻一一(読画斎叢書本)に「修文御覧 絳雲楼書 目 巻 三 「 修文殿御覧 百六十四冊 三百六十巻 五冊闕」とあり、 新婦魚の条はそのうちの巻九四○。) ことが窺われる。 魚」とあるから、そのような部、条が修文殿御覧にあつた 修文殿御覧にほかならない。後者には「御覧鱗介部云新婦 羅振玉·影印秘府略跋 だ「御覧」とあるが、狩野掖斎も箋注倭名類聚抄に指摘し 巻五調度部の水滴器、 ているように、十世紀前半のこの著作に御覧というのは、 主が好んででかけたところのようである。 は明らかでない。祖珽伝によると、万春門外にあつて、後 旧唐書経籍志には「文林詩府北斉後主作」とある。 まで聞えたというが、これが北斉末まで遺つていたものか 聖寿堂は、 が、 石虎の豪壮建築で、 りやや高官であつて、文林館待詔とはなつていない。これ 開明である。 直散騎常侍兼中書侍郎李徳林、 郎李孝貞、 北斉末の十八学士というところであろう。 中書侍郎薛道衡、 太平御覧巻一七六に羊頭山記を引いて、 給事黄門侍郎盧思道、 このうち袁聿修から李若までの七人は、他よ 明書経籍志も同様である。 (太平御覧の鱗介部は巻九二九―九四三、 一万枚の金鈴の響きが鄴城外三十里に 巻八龍魚部の鱕魚の条。いずれもた 中書舎人元行恭、辛徳源、王邵、 (吉石盦叢書第三集・一九一七年)。 (二四八) 通直散騎常侍兼中書舎人陸 給事黄門侍郎顔之推、 八六 一部四十 後趙の 祖 陸 通

(31) 「并目録。梁十五巻、録一巻。」と附注があり、両唐志は「并目録。梁十五巻、録一巻。」と附注があり、両唐志は室許されて読書に励んだことが知られるのみである(顔氏を許されて読書に励んだことが知られるのみである(顔氏を許されて読書に励んだことが知られるのみである(顔氏を許されて読書に励んだことが知られるのみである(顔氏の)。
家を田文る一「三張よ
家を田文る一一三張
家を田文る一一
家を田文る一
家 を 田 文 る 訓 許 鵬 林 が 勉 さ 鸞 館
家 を 田 文 訓 許 鵬 林 勉 さ 鸞 館
家訓勉学篇第八)。を許されて読書に励んだことが知られるの田鵬鸞という宦者の少年が、顔之推に目を
家訓勉学篇第八)。
家訓勉学篇第八)。

(二五〇)

八八